

改正後	改正前
<p>埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則 (不当な取引行為)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 自らの氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、虚偽の内容を告げ、若しくは表示し、又は容易に認識できるよう表示せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>五 商品若しくは役務の取引(以下この号及び第十三号において「商品等の取引」という。)の意図を隠し、若しくは商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実を告げ、若しくは表示し、誤信を招く情報を提供し、又は故意に事実を告げないで、若しくは表示しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>七～十二 (略)</p> <p>十三 消費者が過去に関わった商品等の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、過去の不利益が回復できるかのように告げ、若しくは表示し、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止できるかのように告げ、若しくは表示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十四 商品の販売若しくは役務の提供(以下「商品の販売等」という。)をする目的で、検査その他の役務を無償又は著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的負担を負わせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十七 高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十八 契約を締結するかどうかを判断するために必要な機会を確保する</p>	<p>埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則 (不当な取引行為)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 自らの氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘する行為</p> <p>五 商品の販売若しくは役務の提供(以下「商品の販売等」という。)の意図を隠し、若しくは商品の販売等以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実を告げ、誤信を招く情報を提供し、又は故意に事実を告げないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>七～十二 (略)</p> <p>十三 消費者が過去にかかわった商品の販売等に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止できるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十四 商品の販売等をする目的で、検査その他の役務を無償又は著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的負担を負わせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 消費者の知識、経験、判断力等の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>

ことを妨げて、当該契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十九 消費者の年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るよう消費者を唆して、契約の締結を勧誘する行為

二十 消費者に信用の供与（商品の販売等と一体をなすものに限る。）をするに際して、当該商品の販売等をする者の行為が前各号及び次条各号に掲げるいずれかの行為に該当することを知りながら、当該信用の供与をする契約を締結させる行為

第二条（略）

一～四（略）

五 消費者の事情の変更が容易に予想されるにもかかわらず、当該契約の履行期間又は当該契約の締結から当該契約の履行に着手するまでの期間が長期にわたる内容の契約を締結させる行為

六・七（略）

第三条（略）

一 消費者及びその関係人（以下この号において「消費者等」という。）の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者等に電話をし、又は消費者等を訪問して、契約に基づく債務の履行を強要する行為

二～八（略）

第四条（略）

一 契約の申込みの撤回等をするかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げる行為

二・三（略）

四 消費者を唆して、商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させることにより、クーリング・オフを妨げる行為

五・六（略）

第五条～第二十条（略）

十七 消費者の年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るよう消費者をそそのかして、契約の締結を勧誘する行為

十八 消費者に信用の供与（商品の販売等と一体をなすものに限る。）をするに際して、当該商品の販売等をする者の行為が前各号及び次条各号に掲げるいずれかの行為に該当することを知りながら、当該信用の供与をする契約を締結させる行為

第二条（略）

一～四（略）

五・六（略）

第三条（略）

一 消費者の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者に電話をし、又は消費者を訪問して、契約に基づく債務の履行を強要する行為

二～八（略）

第四条（略）

一・二（略）

三 消費者をそそのかして、商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させることにより、クーリング・オフを妨げる行為

四・五（略）

第五条～第二十条（略）